

## Yonabaru フィッシングフェス競技規則

本規則は、Yonabaru フィッシングフェス（以下「大会」という。）の安全確保と円滑な大会運営を行なうため設ける。

第1条 参加希望者は、大会要項に定めた所定の手続きをとり参加資格を得るものとする。

2 船釣り部門とトローリング部門に参加するチームは本大会の説明会議（船長会議）に必ず出席するものとする。

第2条 競技種目は次のとおりとする。

- ① トローリング部門
- ② 船釣り部門
- ③ 磯釣り部門

第3条 対象魚は次のとおりとする。

- ① トローリング部門：カジキ類、マグロ類
- ② 船釣り部門：指定なし(ダツ・ウツボなどを除く)
- ③ 磯釣り部門：指定なし(ダツ・ウツボなどを除く)

2 上記のうちトローリング部門は1尾の重量がカジキ類 50kg 以上、マグロ類 10kg 以上、船釣り部門と磯釣り部門は吻端から尾びれ末端までの長さ（以下「全長」という。）30 cm以上を審査の対象とする。

第4条 競技は大会長の合図によりスタートし、船釣り部門は 15：00 までに与那原マリーナ帰港、トローリング部門については 16：00 までに与那原マリーナ帰港を以て終了する。ただし、15：00 の競技終了時間直前にヒットした場合は、その旨を大会本部に報告し指示を受けること。この場合、大会本部へ連絡をせずに時間を守らなかった時は失格とみなす。

2 16：30 までの遅刻は審判長の判断によるものとし、それ以後の帰港者は失格とする。

第5条 競技上の安全確保のため、大会当日に海上波浪警報等が発令された場合は競技を中止する。ただし、台風接近による影響が考えられるときには、事前に中止及び延期の決定を行い、これを参加者に通知する。

2 波浪注意報及び海上濃霧注意報等発令中の場合は、波高・風速・視界など実情を考慮して、競技の進行（時間の変更、短縮及び中止）については、事務局が審議し、実行委員長の判断を経て事務局長が通知する。

第6条 船上における安全確保のため、競技者は艇長の指示に従って競技を行うこと。

第7条 競技者は時間を厳守し、競技の進行に支障をきたさないように留意すること。  
また、競技を途中棄権するときは、速やかに事務局へ連絡すること。

第8条 競技者は不当な申告等その他釣り人らしからぬ行為が見受けられたときは失格の原因となり、次回大会以降の参加資格を失う。

第9条 船釣り部門とトローリング部門において使用するボートは、オーナーボート（自船）のみの使用とする。

2 ボート1艇につき艇長含めクルーを3名以上とする。

第10条 参加料金については、1艇ごとに参加料を支払うものとする。

第11条 釣果の検量及び審査は、競技者立ち会いのもとで行うこと。

2 検量及び審査の後、写真撮影を必ず行うこと。

第12条 釣果は競技者に所有権を有し、釣果の取り扱いについては必ず事務局に通告しなければならない。ただし、釣果の取扱いについて事務局に通告なき場合は、所有権を放棄したものとみなす。

第13条 競技審判長及び艇長は、ルールに違反した競技者について事務局の指示のもとに、違反者を失格させる権限を有する。

第14条 事務局の決定事項、または他競技者の行為に対する異議の申立を希望する競技者は、帰港30分以内に書面をもって事務局に申し出ること。

2 事務局は競技者の申立に対し裁定する。この裁定は、最終決定である。

第15条 表彰は、本規則第3条第2項に定める魚を対象として、トローリング部門においては各チームが釣り上げた魚一匹の重量で魚種ごとに、船釣り部門と磯釣り部門においては魚種を問わず釣り上げた魚一匹の全長で行う。

2 トローリング部門においては、対象の魚種ごとに最大重量の1匹のみ表彰の対象とし、船釣り部門と磯釣り部門においては魚種を問わず全長の長い順に3位までを表彰の

対象とする。(ダツ・ウツボ等を除く)

第16条 この規則に定めるもののほか、本大会の運営上必要な細則は、事務局が別に定める。